

集中豪雨による水害の事後対策

平成26年10月5日

環境農業推進課

産地・流通支援課

1. 農作物対策

1) 水稻

- ①倒伏、浸水、冠水地帯では水路のゴミを除去するとともに、溝切りを行う等、排水につとめる。
- ②生育期間中に浸冠水したほ場は、退水後浅水管理とし、新鮮な水を時々浅く入れ根の回復を図る。
- ③成熟期に倒伏したものは、天候の回復を待って早急に刈り取り、適切な乾燥調整によって品質の低下防止につとめる。
- ④白葉枯病常発地では、必要に応じて薬剤散布する。

2) 野菜・花き「別紙1参照」

- ①ほ場の排水を迅速に図る。
- ②マルチを被覆している場合(めくれる場合)は、マルチをめくって畦の乾燥を図る。
- ③浸冠水したほ場ではピシウム菌、疫病菌などによる病害の発生が懸念されるので、排水後、速やかに薬剤防除を行なう。また、茎葉に泥が付着している場合、茎葉部へも薬液がかかるようにする。
- ④肥料の流亡が考えられる場合は、速効性の肥料を追肥する。草勢の回復を図る場合は、薄い液肥の施用や葉面散布が効果的である。
- ⑤果菜類は、草勢の回復を図るために出荷可能な果実を収穫する。
- ⑥傷んで出荷の出来ない果実や規格外となることが明らかな幼果は早めに摘果する。摘葉は控える。
- ⑦被害が大きく回復の見込みがない場合は、速やかに代替作物を選定して種子や苗を確保し、播き直しまたは植え替えを行う。

3) 果樹

・露地果樹

- ①ほ場の排水を迅速に図る。
- ②新高ナシでは裂果の増加が懸念されるので、収穫期に達している果実は早急に収穫する。

・施設果樹

- ①ほ場の排水を迅速に図る。
- ②冠水のあった施設では、果実の腐敗病の発生が懸念されるので、清水で樹体全体を洗い流し、殺菌剤の散布を行う。

2. 養液栽培装置が冠水した場合の対策「別紙2参照」

3. 油類がほ場へ流入した場合の対策「別紙3参照」

参考資料 農業機械等の対策「農業機械水害対応マニュアル参照」

集中豪雨の浸冠水により発生が心配される病害と対策

1. 病害及び資材等の対策

1) 浸冠水した場合に発生が予想される病害（防除薬剤は高知県病害虫防除指針参照）

①ピシウム菌 (*Pythium* sp.) による病害

ショウガ（根茎腐敗病）、花き類・観葉植物（立枯病）

②疫病菌 (*Phytophthora* sp.) による病害

キュウリ（疫病）、メロン（疫病）、スイカ（疫病、褐色腐敗病）、ナス（疫病、褐色腐敗病）、ピーマン（疫病）、トマト（疫病）、ショウガ（疫病）、ユリ（疫病）、花き類・観葉植物（疫病）

③軟腐病菌 (*Erwinia* sp. など) による病害

ナス（軟腐病）、ピーマン（軟腐病）、トマト（軟腐病）、ユリ（軟腐病）

2) 資材などの消毒

必要に応じて消毒剤による処理を行なう。使用にあたっては各薬剤の処理方法に従う。

3) 施設内（養液栽培）の通路など

作物がない場合は消毒剤を散布する。

2. 浸冠水ハウスにおける土壤消毒の再処理について

浸冠水した野菜、花き類ハウスについては、土壤病害の発生が予想される。再度、土壤消毒を行う場合は高知県病害虫防除指針を参考して適正に行う。

養液栽培装置が冠水した場合の対応策

1. 制御装置等の保守点検

- 1) 電気系統を保守点検の上、付着した泥水等を水道水などきれいな水で洗い流し、十分乾燥させる。
- 2) 使用に当たっては、制御が的確に行われているか早めに確認する。

2. 資材等の消毒

- 1) 付着した泥水等を水道水などきれいな水で洗い流す。
- 2) プラスチック類の資材
消毒剤で瞬間浸漬またはジョウロ散布する。使用にあたっては各薬剤の処理方法に従う。
- 3) ロックウール資材
冠水した場合は新規のロックウールに交換することが望ましい。
- 4) その他の資材
消毒剤の処理を行なう。使用にあたっては各薬剤の処理方法に従う。

3. 圃場の消毒

- ・圃場を片づけたら、消毒剤を通路に散布する。
- ・すべての作業が終了してから定植する。

油類がほ場へ流入した場合の対策

1. 油分の酸化分解の促進

非耕作期間は、乾田化に努め油分を分解させる。必要なら適時耕起する。土壤中の油分の分解速度は、土壤条件その他によって異なる。およそ1ヶ月で50%、3ヶ月で70～80%とされている。

2. けいカルまたは消石灰の施用

けいカルまたは消石灰を、40～60kg/10aを施用すると分解が促進される。多量施用はアルカリ障害を生じるので注意する。

なお、A B Sなどの界面活性剤で土壤を洗浄することは、それ自体に害作用があるので避ける。

3. 安全性の確認

ダイコンなどの野菜の種を播き、安全性を確認してから次の植え付けを行う。

参考資料

農業機械水害応急対応マニュアル

全農高知県本部

1. 一般農業機械

- 1) エンジンは始動させない
- 2) バッテリーターミナルをはずし、ゴミ、水気を取りバッテリー液を確認
- 3) エンジンオイル、燃料はぬきとる
- 4) 呼気、排気口まわりの泥、水気をとる
- 5) キャブレタ、クランクケース内は洗浄油、灯油等で洗い流す
- 6) 本体、特に掃除口などの水気をとる
- 7) 電装部品、ワイヤーハーネスのカプラをすべてはずし、泥、水気をとり再接続
- 8) ミッションオイル、ギアオイル交換
- 9) エンジンオイル、ミッションオイル、ギアオイル、少量の燃料を給油し始動させる
- 10) 必ず、異音確認
- 11) 回転部、チェーン等へ給油後、低速で作動させる
- 12) 必ず、異音確認
- 13) ならし運転後、エンジンオイル、ミッションオイル、ギアオイルを再度交換
- 14) 消耗部品の耐久性が劣化していることに留意すること

2. 温風加温機

- 1) 元電源をきる
- 2) 燃料タンク、本体の据付状態の確認
- 3) 燃料タンク元バルブを閉める
- 4) 配管の断線、亀裂の確認
- 5) 燃料タンクの水抜き
- 6) 本体、缶体底部のゴミ、泥、水気をとる
- 7) 電装部品、ワイヤーハーネスのカプラをすべてはずし、泥、水気をとり再接続
- 8) 燃料系統の洗浄
- 9) バーナー部、送風機の水気をとり試運転
- 10) 必ず、異音確認
- 11) 消耗部品の耐久性が劣化していることに留意すること

数日間かけても水気を完全にとること

異音がする場合は即エンジン停止

オイル有無の確認